

『育児休業・介護休業マニュアルシート』

追補

令和3年9月1日からの雇用保険法の改正に伴い、育児休業給付が次のように変更されました。

【4ページ】改正前

図表⑧ 受給資格

- 休業開始日前の**2年間**に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月*が通算**12ヵ月以上**
- 有期契約労働者**の場合は、これまで雇用期間が1年以上あり、子が1歳6ヵ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでないこと

*通算12ヵ月以上ない場合は、賃金支払基礎となった時間数が**80時間以上**の月を1ヵ月として算定します。

【4ページ】改正後

図表⑧ 受給資格

- 休業開始日*¹前の**2年間**に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月*²が通算**12ヵ月以上**
- 有期契約労働者**の場合は、これまで雇用期間が1年以上あり、子が1歳6ヵ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでないこと

*¹：育児休業開始日では要件を満たさない場合、産前休業開始日等を起算点として、その日前2年間の状況を確認します。

*²：通算12ヵ月以上ない場合は、賃金支払基礎となった時間数が**80時間以上**の月を1ヵ月として算定します。